

令和4年5月第17回亶理町議会臨時会会議録（第1号）

○ 令和4年5月16日第17回亶理町議会臨時会は、亶理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 小野 一雄                      2 番 鈴木 邦彦

3 番 高野 進                        4 番 結城 喜和

5 番 安藤 美重子                    6 番 大槻 和弘

7 番 鈴木 秀一                      8 番 小野 明子

9 番 佐藤 邦彦                      10番 木村 満

11番 森 義洋                        12番 渡邊 健一

13番 澤井 俊一                      14番 佐藤 正司

15番 鈴木 高行                      16番 熊田 芳子

17番 鈴木 邦昭                      18番 佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名）                      応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名）                      不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	齋 義 弘	企 画 課 長	宍 戸 和 博
財 政 課 長	大 堀 俊 之	税 務 課 長	佐 藤 文 行
町 民 生 活 課 長	鈴 木 秀 昭	福 祉 課 長	佐 藤 育 弘
長 寿 介 護 課 長	橋 元 栄 樹	子 ど も 未 来 課 長	岩 泉 文 彦
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	関 本 博 之	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	佐々木 厚	上 下 水 道 課 長	齋 藤 秀 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	岡 崎 詳 子	教 育 課 長	奥 野 光 正
教 育 次 長	南 條 守 一	教 育 総 務 課 長	太 田 貴 史
生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春	農 業 委 員 会 事 務 局 長	菊 地 邦 博
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	齋 義 弘		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	参 事 兼 庶 務 班 長	佐 藤 貴
主 査	片 岡 工		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定  
議長諸報告
- 日程第 3 提出議案の説明
- 日程第 4 議案第 29 号 土地売買契約の締結について（亶理中央地区工業団地企業誘致事業）
- 日程第 5 議案第 30 号 令和 4 年度亶理町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 6 議案第 31 号 令和 4 年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 7 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 8 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 10 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（東日本大震災による被災者に対する亶理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 11 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度亶理町一般会計補正予算（第 13 号））
- 日程第 12 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第 2 号））

午前 10 時 00 分 開会

議長（佐藤 實議長） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、10番 木村 満議員、11番 森 義洋議員を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定

議長（佐藤 實議長） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

#### 議長諸報告

議長（佐藤 實議長） 次に、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

次に、町長提出議案についてであります。町長から、議案3件、承認6件、計9件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 日程第3 提出議案の説明

議長（佐藤 實議長） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 山田周伸 町長 登壇〕

町長（山田周伸町長） 皆さん、おはようございます。

私のほうから、令和4年第17回亙理町議会臨時会、議案の説明をさせていただきます。

本日、第17回亙理町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案3件及び承認6件であります。よろしくご審議方をお願い申し上げます。

それでは、各案件についてその概要をご説明申し上げます。

議案第29号「土地売買契約の締結について（亙理中央地区工業団地企業誘致事業）」につきましては、工業用地として亙理中央地区工業団地の一部2万4,091.21平方メートルを3億4,932万2,545円で売り払うことで山形新興株式会社との協議が調ったことから、その売買契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第30号「令和4年度亙理町一般会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,563万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億463万3,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、福島県沖地震により被災した住宅に対する応急修理や生活再建支援金など、緊急に実施する必要がある事業及び亙理中央地区工業団地の売却に関する予算について計上するものであります。

初めに、歳出予算についてご説明申し上げます。

3款民生費につきましては、令和4年3月16日発生の福島県沖を震源とする地震に伴う災害について被災者生活再建支援法及び災害救助法が適用されたことから、被災者生活再建支援金給付事業費において、支援法の被害認定区分が支給対象とする基準に満たない被災者に対し、本町の独自支援策として被災者生活再建支援金を支給することとし、701万2,000円を追加補正するものであります。また、災害救助経費におきましては、被災住宅の応急修理に係る修繕料として1,733万8,000円を追加補正するとともに、災害援護資金貸付金として350万円を追加補正

するものであります。

7款商工費につきましては、企業誘致対策経費において、亶理中央地区工業団地の売却収入が見込めることから、亶理町工業用地等造成事業特別会計に対する繰出金221万7,000円を減額補正するものであります。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。

15款県支出金につきましては、災害救助費負担金において、災害援護資金負担金350万円を追加補正するほか、災害救助費委託金において、被災住宅の応急修理制度の委託金として1,733万円を追加補正するものであります。

18款繰入金につきましては、他会計繰入金におきまして、亶理中央地区工業団地の売却に伴う工業用地等造成事業特別会計からの繰入金として3億4,710万5,000円を追加補正するものであり、また、今回の補正の調整財源として、財政調整基金繰入金3億4,230万2,000円を減額補正するものであります。

議案第31号「令和4年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,710万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,942万2,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、亶理中央地区工業団地について山形新興株式会社への売却協議が調ったことから、歳入における土地売却収入として3億4,932万2,000円を追加補正するものであります。

また、歳入歳出差引きにより歳入超過となることから、歳入において一般会計繰入金221万7,000円を減額補正するとともに、歳出において一般会計に対する繰出金3億4,710万5,000円を追加補正するものであります。

次に、承認案件についてご説明申し上げます。

承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（亶理町町税条例等の一部を改正する条例）」及び承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例）」につきましては、令和4年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が公布されたことに伴い、関係条文に係る所要の改正を行ったものであります。

承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」につきましては、令和4年3月31日に地方税法等の一

部を改正する法律（令和4年法律第1号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）が公布され、国民健康保険税の基礎課税額等の限度額引上げに伴い、関係条文に係る所要の改正を行ったものであります。

承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（東日本大震災による被災者に対する亘理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）」につきましては、厚生労働省通知により、国の財政支援の延長が示されたことに伴い、関係条文に係る所要の改正を行ったものであります。

承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（令和3年度亘理町一般会計補正予算（第13号））」につきましては、歳入における地方交付税のほか各種交付金及び町債借入金の確定や、歳出における各種事業費の確定などから補正予算の必要が生じたこと、さらには、令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震被害に係る災害復旧事業等において翌年度に繰り越さなければならない事業が発生したことに伴う繰越明許費の追加補正等を合わせ、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,337万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億4,418万6,000円としたものであります。

承認第8号「専決処分の承認を求めることについて（令和3年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号））」につきましては、歳出予算の補正でありましたが、補正後の総額は変わらず2億3,969万6,000円となったものです。

この補正につきましては、亘理中央地区工業団地第6工区の造成工事が完了したことに伴い、委託料及び工事請負費を減額したものであり、これら事業費の減額分を一般会計繰出金として257万7,000円追加補正したものであります。

以上、提出議案等についての概要説明は終わりますが、何とぞ慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

よろしく申し上げます。

議長（佐藤 實議長） 提出議案の説明が終わりました。

日程第4 議案第29号 土地売買契約の締結について（亘理中央地区工業団地企業誘致事業）

議長（佐藤 實議長） 日程第4、議案第29号 土地売買契約の締結について（亘理中央地区工業団地企業誘致事業）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（関本博之課長） 議案第29号 土地売買契約の締結についてご説明いたします。

議案書の1ページをお開き願います。

議案第29号 土地売買契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものです。

事業名につきましては、亘理中央地区工業団地企業誘致事業です。

所在地が、亘理町逢隈高屋字堂田42番15。面積が2万4,091.21平方メートル。

契約金額が3億4,932万2,545円。

契約の相手方が、山形県西置賜郡白鷹町大字佐野原638番地2、山形新興株式会社です。

今年度に入りまして売払い協議が調い、5月2日に土地売買仮契約を締結しております。

今回、企業側に売却する土地の明細につきましては2ページの資料をご覧ください。

所在地、地目、面積の順に記載しております。

売払い単価につきましては、1平方メートル当たり1万4,500円で、これまでの工業団地の売渡単価と同額でございます。

3ページのほうに、上段に位置図、下段に具体的な箇所を示しております。

今回売却する区画は、亘理中央地区工業団地内東京機材工業株式会社の北側、赤枠で囲った区画でございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより、議案第29号 土地売買契約の締結について（亶理中央地区工業団地企業誘致事業）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第29号 土地売買契約の締結について（亶理中央地区工業団地企業誘致事業）の件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第30号 令和4年度亶理町一般会計補正予算（第1号）

議長（佐藤 實議長） 日程第5、議案第30号 令和4年度亶理町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） 議案第30号 令和4年度亶理町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。別冊でお配りの一般会計補正予算書（第1号）をご準備の上、1ページをお開き願います。

議案第30号 令和4年度亶理町一般会計補正予算（第1号）。

令和4年度亶理町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,563万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億463万3,000円とするものです。

それでは、歳出予算からご説明いたしますが、今回の補正予算につきましては、町長が先ほど申し上げましたとおり、亶理中央地区工業団地の土地売払いに関連するものと、3月に発生した福島県沖を震源とする地震により被災した方々への支援に係る追加補正となります。

初めに、予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

3款民生費につきましては、今回の地震により被災した方々への支援になりますが、1項8目細目7被災者生活再建支援金支給事業費につきましては、家屋が被

災したが被災者生活再建支援法の基準に該当せず、住宅改修費に係る基礎支援金の支援を受けることができない方々に対し、本町独自の支援策として被災者生活再建支援金を給付するもので、郵便料等の事務費を合わせ、総額701万2,000円を追加補正するものです。

また、3項1目細目4災害救助経費につきましては、災害救助法が適用となる被災された方々の家屋の応急復旧に係る修繕費として1,733万円を追加補正するほか、災害援護資金貸付金として350万円を追加補正するものであります。

次に、7款商工費につきましては、1項4目細目4企業誘致対策経費において、亘理中央地区工業団地の一部の売却が調ったことから、工業用地等造成事業特別会計へ予定していた繰入金について221万7,000円を減額補正するものであります。

以上が歳出補正予算の説明となります。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。

戻りまして8ページ、9ページをお開き願います。

歳入予算の補正につきましては、初めに15款県支出金になりますが、1項1目4節災害救助費の県負担金として350万円を追加補正するもののほか、3項5目3節災害救助費の県委託金として1,733万円を追加補正するものであります。

次に、18款繰入金ですが、2項1目1節工業用地等造成事業特別会計からの繰入金として3億4,710万5,000円を追加補正するほか、今回の補正の調整財源として1項1目1節財政調整基金からの繰入金について、当初予算で繰入れを見込んだ4億4,583万3,000円のうち3億4,230万2,000円を減額補正するものであります。

以上が歳入補正予算の内容となります。

以上で、議案第30号 令和4年度亘理町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

よろしくお願いいいたします。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番高野 進議員。

3番（高野 進議員） 質疑というよりもちょっとお伺いします。

この一般会計の財政調整基金、これで残高は幾らになりますか。

議長（佐藤 實議長） 財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） 財政調整基金の残高といたしましては、今回の臨時議会後で予

算ベースでのお話になりますが、22億1,044万9,000円でございます。

以上になります。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより、議案第30号 令和4年度亘理町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第30号 令和4年度亘理町一般会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第31号 令和4年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤 實議長） 日程第6、議案第31号 令和4年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（関本博之課長） 議案第31号 令和4年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。別冊でお配りの補正予算書をご準備の上、1ページをお開き願います。

議案第31号 令和4年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に、歳出予算それぞれ3億4,710万5,000円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,942万2,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、議案第29号で説明いたしましたとおり、山形新興株式会社へ亙理中央地区工業団地の一部を売払いできる見込みとなったことから、歳入歳出予算の追加補正等を行うものであります。

初めに、歳出から説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。

1款1項1目細目3工業用地等造成事業費につきましては、今回の土地売払いにより、歳入歳出差引きが歳入超過となることから、一般会計への繰出金として3億4,710万5,000円を追加補正するものです。

次に、歳入を説明いたしますので、お戻りいただき8ページ、9ページをお開き願います。

初めに、2款1項1目細目1土地売払収入につきましては、今回の土地売払いにより3億4,932万2,000円を追加補正するものです。

次に、1款1項1目細目1一般会計繰入金につきましては、土地売払収入の追加補正に伴い、当初予算で計上していた一般会計からの繰入金221万7,000円を全額減額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより、議案第31号 令和4年度亙理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第31号 令和4年度亙理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町町  
税条例等の一部を改正する条例）

議長（佐藤 實議長） 日程第7、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての  
件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐藤文行課長） それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めることについま  
してご説明申し上げます。

議案書4ページをお開き願います。

令和4年3月31日、亶理町町税条例等の一部を改正する条例につきまして、地方  
自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、よ  
って同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。  
専決処分書につきましては5ページになります。読み上げます。

専決処分書。地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4  
年3月31日に公布され、上場株式等の配当所得等に係る課税方式の規定の整備が  
行われたこと等に伴い、亶理町町税条例等の一部を改正する必要が生じましたが、  
議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、  
別紙のとおり専決処分したものでございます。

亶理町町税条例等の一部を次のように改正するものでございます。

議案書は6ページ、新旧対照表は1ページからとなりますが、専決処分した内容  
につきましては本日別冊でお配りの配付資料「亶理町町税条例等の一部を改正す  
る条例」の改正概要でご説明いたしますので、資料をお手元にご準備願います。

今回の改正は、総務省からの準則に倣い行っております。

この条例につきましては、2条立ての改正となっております。第1条が町税条  
例の一部を改正するものになり、第2条が令和3年度に改正した条例の一部を改  
正するものとなっております。

それでは、主な改正内容につきましてご説明いたします。なお、法律の改正によ  
る条文の整備や軽微な加除、修正等につきましては説明を省略させていただきます。

資料の1ページ、第1条による改正関係でございます。

(1)の第18条の4第1項、第73条の2第1項、第73条の3第1項の改正は、四角で囲んであります趣旨・背景の中にありますように、所有者不明土地の増加に対応するため、民法等の一部を改正する法律による不動産登記法の改正が行われておりまして、その中で1つ目に登記所から市町村への通知項目の拡大、2つ目に登記事項証明書におけるDV被害者等の住所の取扱いを踏まえた対応が行われました。これによりまして、登記済通知書にはDV被害者等から申出があった旨やDV被害者等の親族・知人の住所や支援団体の住所等が想定されております住所に代わる事項を新たに追加することとされております。

具体的には、DV被害者等から登記所に申出があった場合、登記簿上の住所に加えまして、住所に代わる事項が登記済通知書により登記所から町のほうへ通知されることとなり、町長はこれらに基づく固定資産課税台帳を閲覧に供し、または固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書を交付する場合におきまして、固定資産課税台帳に記載されている住所が明らかにされることにより人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合、その他固定資産課税台帳を閲覧に供し、または当該証明書を交付することが適当でない認められる場合には、住所の削除など必要な措置を講ずることができると法令上明確化されております。施行月日は令和6年4月1日となっております。

(2)の第33条、第34条の9、附則第16条の3第2項の改正につきましては、現在、上場株式等の配当等に関し、所得税と住民税におきましてそれぞれ申告不要、総合課税、申告分離課税の3つの課税方式が選択でき、所得税と住民税で異なる課税方式の選択が可能となっていることにつきまして、金融所得課税が所得税と個人住民税が一体として設計されてきたことなどを踏まえまして、公平性の観点からも所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとしたことによる改正となっております。この措置は、現行において申告不要及び申告分離課税を選択することができる株式譲渡所得についても同様の措置を行うこととされております。

具体的には、上場株式等の配当または譲渡所得につきまして、納税義務者が所得税において総合課税または分離課税の適用を受けようとする旨の記載がある確定申告が提出された場合に限り、申告不要の規定を適用しないこととされております。施行月日につきましては、令和6年1月1日施行となります。

(3) の附則第7条の3の2第1項の改正は、所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用期限を4年延長し、令和7年までの入居者を対象とするとともに、新築住宅の控除期間を13年に延長する等の措置が講じられたことに伴い、当該措置の対象者について、所得税から控除し切れなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除することとしておりまして、施行月日が令和5年1月1日施行となっております。

また、控除限度額につきましては、消費税引上げによる需要平準化対策が終了したことから、現行所得税の課税総所得金額等の7%から5%に、最高13万6,500円から9万7,500円に引き下げられています。

続きまして、資料裏面の2ページとなります。

(4) の附則第10条の2第25項の改正は、令和3年5月10日に公布されている特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律により、河川に隣接する低地や雨水がたまるくぼ地など、河川の氾濫に伴い浸入した水または雨水を一時的に貯留する機能を有する土地を都道府県知事が「貯留機能保全区域」として指定することができる制度が創設されており、区域指定により土地所有者には一定の負担が生じるため、当該所有機能保全区域の指定を受けた土地に係る固定資産税の課税標準を4分の3とする特例措置（わがまち特例）の割合を定める規定を新設するもので、施行月日は令和4年4月1日となっております。

なお、亘理町を含めまして宮城県内でのこちらの該当のほうはまだございません。

(5) の附則第12条第1項の改正につきましては、固定資産税（土地）の負担調整措置に関し、令和4年度限りの措置として、景気回復に万全を期すため激変緩和の観点等から、商業地等の令和4年度の課税標準額を令和3年度分の課税非標準額に、令和4年度の評価額の現行5%のところ2.5%を加算した額とすることとされておりまして、なお、都市計画税につきましても同様の措置を講じておりまして、施行月日につきましては令和4年4月1日となっております。

次に、第2条改正関係ですが、令和3年の改正条例中、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書に係る国外居住親族の取扱いの見直しによる第36条の3の3の改正規定につきまして、第1条による退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名等を記載する申告をすることとなる扶養親族申告書の改正に合わせ文言の整理を行っているもので、令和5年1月1日施行となっております。

ます。

続きまして、議案書12ページにお戻りください。

本改正条例の附則といたしまして、第1条といたしまして施行期日を、第2条としまして納税証明書に関する経過措置を、第3条として町民税に関する経過措置を、第4条として固定資産税に関する経過措置をおのこの規定しております。

以上で承認第3号の説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例）

議長（佐藤 實議長） 日程第8、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐藤文行課長） それでは、承認第4号 専決処分の承認を求めることにつきましてご説明申し上げます。

議案書16ページをお開き願います。

専決処分の承認を求めることについて。

令和4年3月31日、亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方

自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、よって、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

議案書17ページの専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日に公布され、都市計画税において引用する法律が改められたこと等により、亶理町都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したものでございます。

議案書の18ページ、新旧対照表25ページをお開き願います。

亶理町都市計画税条例の一部を次のように改正するものでございます。

本改正は、総務省からの準則に倣い行なっております。

主な改正内容につきましては新旧対照表を用いてご説明申し上げます。

まず、1点目の改正内容といたしまして、新旧対照表の26ページをご覧ください。附則第6項に、先ほど町税条例のほうでも出てまいりました特定都市河川浸水被害対策法の規定による貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る都市計画税の課税標準につきまして、指定の日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分に限り、課税標準を4分の3に低減する特例措置を追加規定しております。これに伴いまして、第7項以降の条項の繰下げを行っております。

2点目の改正内容といたしまして、附則第8項において、宅地等の負担調整措置につきまして、景気回復に万全を期するため、また、激変緩和の観点から、固定資産税同様、令和4年度限りの措置といたしまして、商業地等に係る課税標準額を令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の現行5%のところを、2.5%を加算した額とする改正となっております。

議案書19ページにお戻りください。

本改正条例の附則といたしまして、第1項といたしまして施行期日は令和4年4月1日とし、第2項経過措置といたしまして、令和4年度以降分の都市計画税に適用するものと規定しております。

以上で承認第4号の説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第9 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議長（佐藤 實議長） 日程第9、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。

議案書21ページをお開き願います。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて。

令和4年3月31日、亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしました。よって、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

専決処分書につきましては議案書22ページになります。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、国民健康保険税の基礎課税額の限度額引上げに伴い、亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分

したものでございます。

改正内容につきましては議案書23ページになりますが、改正内容の説明については別冊の条例新旧対照表を使用しますのでご準備願います。

条例新旧対照表のページ数は30ページ、承認第5号 亘理町国民健康保険税条例新旧対照表になります。

今回の改正の内容は2点でございます。

まず1点目でございますが、課税の限度額の改正であります。国民健康保険税は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の3種類で構成されておりますけれども、3種類それぞれに高額所得者に係ります課税限度額が設定されております。今回は基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の限度額を改正するものでございます。

初めに、限度額改正の趣旨について説明させていただきますが、各市町村が今回の改正については財源の確保を図ることが目的ではございません。国が示している限度額改正の趣旨は、国民健康保険以外の医療保険制度も含めまして、高額所得者に係る保険料負担の均衡を図るための段階的な是正になります。

高額所得者は、全ての医療保険制度で限度額が設定されておまして、限度額の設定という優遇を受けている一方で、医療保険制度も含めまして日本の社会保障全体を主体的に支える役割を担っているというのはご承知のとおりだと思います。こういった現状を踏まえまして、今回の改正の趣旨は高額所得者に係る保険料負担について、一定の水準を目標といたしまして社会全体での格差の是正、社会全体での均衡を図り足並みをそろえることが目的とされております。

通知といたしましては、社会保障制度改革国民会議の議論を経まして国から示されたものでございます。なお、国は国民健康保険制度以外の医療保険制度に対しましても同様の趣旨で標準報酬月額の上上げ等の改定についても要求しているというような内容でございます。

それでは、改正内容の説明に入ります。

新旧対照表では30ページ、第2条の課税額の条文及び、31ページ、第23条の国民健康保険税の減額の条文中になりますが、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の限度額について、それぞれ「63万円」から「65万円」に、「19万円」から「20万円」に改正するものでございます。

続きまして、改正の2点目になります。

国による未就学児に係る国民健康保険税均等割額の減額の制度導入が令和4年度から始まっておりますが、それに伴いまして新たに地方税法及び国民健康保険税条例に条文が追加されたことに伴いまして、国から新たな準則が示されており、参照条文等の明確化と、文言を整理するための改正になります。

新旧対照表では31ページ、第23条の2特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例の条文になりますが、条文中の「前条の」を「前条第1項の」に、32ページの「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改正し、また、条文末に「及び」を追加するものでございます。

続きまして、32ページから41ページ目までの附則になりますが、「第23条」を「第23条第1項」に、「同条中「法第703条の5」を「同項中「法第703条の5第1項」に改正するものでございます。

最後になりますけれども、議案書23ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行し、改正後の亶理町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。15番鈴木高行議員。

15番（鈴木高行議員） この限度額の引上げは毎年実施されているようではございますけれども、国からの指示は準則で来るんだらうと思っておりますけれども、これに従わなかった場合、ペナルティーはあるのかなのか。これを10年間引き上げていったら2万円ずつでも20万円上がるよね、限度額というのは。毎年引き上げているとそのぐらいの金額、1年だから2万円で済むのかもしれないけれども、それに指示に従わなかったらどのようなことになるのか。

議長（佐藤 實議長） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） 限度額の引上げにつきましては、毎年ではございません。

最近でいいますと、多分2年に1度ぐらいのペースだと思います。

国による指示に従わない場合ということですが、ペナルティーという表現ではありませんが、国から来る交付金の単位費用的なものが下がってくるというような内容です。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行議員） 国もずるいので調整交付金で下げてくるわけだね。調整交付金が来ないから、取らないと収入財源が乏しくなるというような関係で上げさせるんだらうと思うけれども、2年に一遍ずつでも上がっていったら最終的にずんずん上がって行って、年寄りの方々は大変な、高収入の方々はいいかもしれないけれども、限度額になっている人は負担も感じるし、何かうまい方法、考えられる方法というのはないのかな。

議長（佐藤 實議長） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） ご説明申し上げましたけれども、まずこの限度額の改正につきましても、市町村にとっては財源を確保しようとするものではなくて、社会全体で高額所得者と言われる方の保険料負担について足並みをそろえるというのがまず目的の一つでございます。

亘理町民で例えますと、国民健康保険税に入っている方につきましても負担と、社会保険に入っている人の負担の足並みがそろっていないというのが、まず社会全体で問題になっているということが今回の改正の趣旨でございまして、何か市町村ですというよりは、社会全体での足並みをそろえると、目的に沿いたいというふうに考えております。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第10 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（東日本大震災による被災者に対する亘理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）

議長（佐藤 實議長） 日程第10、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（東日本大震災による被災者に対する亘理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。

議案書24ページをお開き願います。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて。

令和4年3月31日、東日本大震災による被災者に対する亘理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしました。よって、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

専決処分書につきましては議案書25ページになります。

東日本大震災による被災者に対する亘理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正については、厚生労働省通知により、国の財政支援の延長が示されたことに伴い、減免期間の1年間の延長を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。

改正内容につきましては、議案書26ページになりますが、改正内容の説明については別冊の条例新旧対照表を使用いたしますのでご準備願います。

条例新旧対照表のページ数は42ページ、承認第6号資料、東日本大震災による被

災者に対する亙理町国民健康保険税の減免に関する条例の新旧対照表になります。

繰り返しの説明になりますが、今回の改正は、減免期間の1年間の延長、つまりは年度の更新及びそれに関する文言の整理になります。

なお、減免の対象は東日本大震災による福島原発事故の避難指示等により、原発事故以後に亙理町民となられた方々で、参考の数字といたしましては、令和3年度分として対象世帯が19世帯、減免額が286万6,100円となっております。

改正部分につきましては、新旧対照表では第4条の減免の対象となる保険税についての条文になりますが、下線部の「及び令和3年度相当分」を「令和3年度相当分及び令和4年度相当分」に改め、納期限の設定の部分の「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改めるものでございます。

最後になりますが、議案書26ページに戻っていただきまして、附則といたしましてこの条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第11 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度亙理町一般会計補正予算（第13号））

議長（佐藤 實議長） 日程第11、承認第7号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） 承認第7号 令和3年度亙理町一般会計補正予算（第13号）の専決処分についてご説明いたします。

議案書の27ページをお開き願います。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて。

令和4年3月31日、令和3年度亙理町一般会計補正予算（第13号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分としたことから、同条第3項の規定により、議会にその承認を求めるものです。

それでは、隣の28ページ、専決処分書をご覧ください。

専決処分書。令和3年度亙理町一般会計補正予算（第13号）については、歳入における地方交付税ほか交付金、町債借入金の確定、歳出における各種事業費の確定、並びに福島県沖を震源とする地震被害に係る災害復旧事業等において繰越明許費の追加など補正予算の必要が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものとございます。

内容につきましては、別冊でお配りの令和3年度亙理町一般会計補正予算書（第13号）でご説明いたしますので、ご準備の上、1ページをお開き願います。

令和3年度亙理町一般会計補正予算（第13号）。

令和3年度亙理町一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,337万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億4,418万6,000円とするものです。

第2条、繰越明許費の補正。

繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

続いて第3条、地方債の補正です。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるものとなります。

今回の補正の全体的な内容を申し上げますと、前回3月補正予算成立後に各種の事業費及びそれに伴う国費、県費の補助金、さらには各種基金からの繰入金などが確定したことに加え、3月16日に発生した福島県沖を震源とする震度6弱の災

害復旧に要する追加補正を行ったものがその主なものでございます。

それでは初めに、歳出予算よりご説明申し上げますので、23、24ページをお開き願います。

初めに、2款総務費になりますが、1項1目細目2職員人件費につきましては、3月16日に発生した地震における災害対応分としての時間外手当が不足することから、職員手当等として98万円を追加補正するもののほか、6目細目21ふるさと納税推進事業費について、事業費の確定見込みによりふるさと納税支援サービス業務委託料2,500万円を減額補正するものでございます。

また、12目細目3財政調整基金積立金につきましては、今回の補正に係る財源調整として2億3,262万4,000円を基金に積立てするものでございます。

続きまして、下段の3款民生費につきましては、事業費の確定により減額補正するもののほか、追加補正となるものにつきましては、1項7目細目3障害者福祉費及び次の25、26ページになりますが、2項1目細目8障害児福祉事業経費におきまして、障害福祉サービスの利用増加からそれぞれ追加補正するもので、障害者福祉費につきましては3,500万3,000円を、障害児福祉事業経費については87万2,000円を追加補正するものになります。

4款衛生費につきましては、1項1目細目8保健福祉センター管理経費において、燃料費高騰に伴う電気料金の不足から燃料光熱水費を75万円追加補正するもののほか、2目細目10新型コロナウイルスワクチン接種体制確保経費における繰越明許費の設定を行っている事業費の各予算項目の今後の支出見込みにより27、28ページにかけてになりますが、説明欄記載のとおり予算科目金額の組替えを行うものでございます。

続きまして、6款農林水産業費です。

農林水産業費につきましても事業費の確定に伴う減額補正がその主なものでありますが、一部追加補正となるものについては1項6目細目3農地事務経費において、3月16日に発生した地震によって農地の一部に液状化が見られたことから、その復旧に要する補助金として203万1,000円を追加補正するものが主なものでございます。

続きまして、7款商工費をご説明いたします。

29、30ページの下段をご覧ください。

7款商工費につきましては、1項2目細目3商工振興事務経費における商品券発行事業といった新型コロナウイルス感染症対策事業や、31、32ページ、3目細節5観光振興経費の互理町観光協会補助金など事業費の確定に伴う減額補正が今回の補正の主なものでございます。

8款土木費につきましても、各種事業費の確定に伴う減額補正が中心になりますが、このページの一番下になりますが、国庫補助事業であります2項3目細目15道路交通安全対策事業費及び次の33、34ページ、細目19地方創生道整備推進交付金事業費については繰越明許費の設定を行っており、各予算項目の今後の支出見込みにより説明欄記載のとおり予算科目の金額の組替えを行うものでございます。

続いて下段、9款消防費につきましても事業費の確定に伴う減額補正を行うものでございます。

続きまして、35、36ページ。

10款教育費になりますが、初めに4項5目細目5郷土資料館費につきましては、3月16日に発生した地震の影響により、郷土資料館の第3収蔵庫のスチール棚が被災したことから、その購入費として250万円を追加補正するほか、5項3目細目4吉田体育館経費については、同じく地震の影響により被災した吉田体育館内部の改修工事を行うもので、天井や壁の一部の改修のほか、支柱が外れ使用できなくなったつり下げ式のバスケットボール用ゴールについても安全対策として撤去等を行うため、改修工事費として460万円を追加補正するものであります。

11款災害復旧費につきましては、初めに1項1目細目3農業施設災害復旧費において、こちらは昨年2月の地震により被災した木倉川排水路護岸復旧工事等の事業費の確定に伴い減額補正をするものであります。

次に、追加補正となるものにつきましては、37、38ページ。

2項1目細目3公共土木施設災害復旧費として、町道五十刈線の舗装打ち替え等の復旧費として400万円を追加補正するもののほか、3項3目細目5文化財災害復旧費において、昨年2月の地震で被災し災害復旧を行っていた伊達氏歴代墓所の復旧修繕工事について、3月の地震により再度被災したことから118万6,000円を追加補正するとともに、繰越明許費の設定を行うものであります。

以上が歳出の主な内容になります。

次に、歳入予算についてご説明いたしますので、11、12ページにお戻り願います。

それでは、1款町税になりますが、2項固定資産税、4項町たばこ税、6項都市計画税においてそれぞれ増収が見込めることから、合わせて2億2,300万円を追加補正するほか、7項入湯税につきましては55万円を減額補正するものであります。

2款地方譲与税から、15、16ページ、10款地方交付税までの交付金につきましては交付額の確定に伴い、減額又は追加補正するものでございます。

次に、17、18ページ。

14款国庫支出金及び15款県支出金につきましては、歳出事業費の確定や追加補正に伴い、国庫支出金においては総額で1,586万1,000円を追加補正するとともに、県支出金については総額2,715万4,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、19、20ページの下段。

17款寄附金につきましては、1項1目1節細節1一般寄附金として244万6,000円を追加補正するとともに、細節2ふるさと納税寄附金については額の確定見込みにより4,800万円を減額補正するものであります。

なお、令和3年度のふるさと納税寄附金の合計額といたしましては、昨年度におきましてはコロナ禍における返礼品の原材料の高騰などから、前年度対比で3,000万円減の2億102万6,000円となったものでございます。

21、22ページ。

18款繰入金につきましては、総額4,628万4,000円を減額補正しておりますが、2項1目1節工業用地等造成事業特別会計からの繰入金において257万7,000円を追加補正するとともに、今回の補正の調整財源として1項1目1節財政調整基金繰入金4,886万1,000円を減額補正するものでございます。

歳入の最後になりますが、21款町債につきましては、総額で3,450万円の減額補正をしておりますが、歳出事業費の確定に伴う事業費の減などにより、それぞれの借入れにおいて減額補正を行うものでございます。

以上が歳入の主な内容でございます。

次に、第2表、第3表についてご説明いたしますので、お戻りいただきまして5ページ、6ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正の追加につきましては、一番上の民生費の子育て世帯等臨時特別支援事業210万円から、表の下段、災害復旧費伊達氏歴代墓所の文化財災害復旧事業778万6,000円までの11の事業、総額2,972万6,000円について、3月16日

に発生した地震の災害復旧など年度内での事業完了が難しいことから、それぞれの金額で繰越限度額を設定したものでございます。

また、変更につきましては、昨年12月の補正予算（第8号）で繰越明許費の限度額設定の議決をいただきました、衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種に係る接種体制確保事業及び接種対策事業について、事業の進捗に合わせ繰越明許費の限度額をそれぞれ変更するものでございます。

最後になりますが、第3表地方債の補正の変更につきましては6ページになります。

J R 亘理駅バリアフリー設備整備事業債から最後の農業施設災害復旧事業債までの5つの借入れについて、それぞれの事業費の確定額に合わせて借入額を変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と変更はございません。

以上で、令和3年度一般会計補正予算（第13号）の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。1番小野一雄議員。

1番（小野一雄議員） 36ページの保健体育費ということで、吉田体育館の工事関係が記載されてあります。問題は、460万円の吉田体育館アリーナ内部改修工事とありますが、この工事期間について、今、体育館は毎週月曜から土曜日、フル回転で動いているというふうに私は見ておりました。それで、利用者側から工事期間を短縮していただきたいと。この話はバスケットボールの用具の撤去については理解しておるんですが、なるべく3日、4日ぐらいでできないものかということで、その辺の関係を詳細を聞いてきてほしいという要望もありましたので、私としてもでき得るならば昼夜兼行で施工してもらって早急に、利用する方々が一日でも早く利用できるような体制を確実にしていただきたいということで質問いたしますが、どのくらいかかるのか答弁をお願いします。

議長（佐藤 實議長） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春課長） 予定としましては、見通しでございますけれども約10日あればできるのではないかというふうなことで、今思っております、できるだけ全面休館するのではなくて半面ずつを工事して、まずは東側。今、つり下げ式

のバスケットボール、そっちをまず最初にやって、そこが使えるようになって今度は西側の手前のほうのものを工事と。ですから、まだ業者は決まっていらないんですけども、考え方とすれば片面は使わせる形でどうにかやっていきたいなというふうに関係課と打合せ中でございます。

議長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄議員） 私も素人なんですけど、中身を見ますと、これはねじ、ボルトを撤去してやればすぐ終わるのではないかという感じもあるわけですが、今、課長が答弁したように、なるべく全面閉鎖ではなくて、片面使用というような形で利用者がしやすいような体制を確立していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。6 番大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） 28ページ。その一番下のところで、農地事務経費というのがありますけれども、これは先ほど地震の関係での液状化という話だったと思うんですけども、これについて具体的に場所はどこなのか、そしてどういう状況なのかをお願いいたします。

議長（佐藤 實議長） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸課長） 先ほど財政課長の説明にもあったんですが、こちらは農地の災害復旧費ということで、田んぼでございます。今回の液状化に関しましては圃場整備内、現在、災害、震災から進めております圃場整備内につきましては県のほうで対応できるというようなお話をいただきまして、今回こちらに計上しているのは圃場整備外のエリアの復旧費でございます。

場所につきましては、主に吉田中学校の西・北側、こちらの箇所が圃場整備外の地区の液状化の対応となっております。以上でございます。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） 具体的に五十刈線の脇というふうなことではないのかなと思っていたんですけども、その場所というのは、昨年と同じような地震で液状化というふうになったところでよろしいですか。

議長（佐藤 實議長） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸課長） 全てではないんですが、ほぼ同一箇所となっております。以上でございます。

議 長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） そうすると、昨年もなって、昨年も県で直したのかなと思うんですが、そのこの部分については今後も起こり得るということが当然出てくると思うんですが、2年連続ですから。その対応策といいますか、そういったところは考えているのかどうかお聞かせ願いたい。

議 長（佐藤 實議長） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸課長） もちろん対応はしていきたいんですが、まず震度6弱というような災害でこのようになっていますので、今後必ずといいますか、こちらはあくまでも被害が起きれば町といたしましては何かの対応はしていきたいというふうには、町内全域、ここに限らず、担当課としては考えております。以上でございます。

議 長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。17番鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 38ページの細目3の公共土木施設災害復旧費について伺います。

ここに町道五十刈線の復旧工事とありますけれども、この件について再度説明いただけますか。

議 長（佐藤 實議長） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美課長） 町道五十刈線の昨年度の地震でも一度亀裂が入っている箇所、経過観察していたところなんです、またさらに悪くなってきておりますので、舗装を一度剥いで高さを調整して、また舗装をし直すという工事になります。以上でございます。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） これは、大きな地震が来たということで致し方ないと、そう思いますけれども、ここには、五十刈線には約6億円使っているわけです。そういった中でこういう状況になったということですから、お金を使った割には何かあまりにも崩れやすいなど私は思っていたんですけれども、どのような方法で考えて五十刈線を整備したのか、その点を伺います。

議 長（佐藤 實議長） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美課長） ちょうど被害が出ている場所につきましては、道路を造る段階では軟弱地盤となっております、セメント改良して約5メートルぐらいの深さで改良した場所でございます、その真横に水道管とかもございまして、障

害物とかもありましてあのような形できれいに改良が……、改良はしたんですけれどもきれいな状態でないというか、地下のほうでそういうような支障物があるかと思っております。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） それぞれいろいろ障害物もあるでしょうから、時間もかかったと思いますけれども、とにかく五十刈線というのは、当初ここは平成28年度に完成予定ということで、令和2年まで長々とかかったわけですがけれども、やはりそういった時間をかけてきた割には何かちょっと厳しいなと私は見ておったわけでございます。前回は令和2年だったでしょうか。約8,000万円の工事請負変更契約ということでございましたね。約8,000万円ちょっとありましたけれども、そういった形でお金をかけているわけですから、ここにまた400万円、また次に何が起こるか分からない。また1,000万円。どんどんどんどんそこにお金をかけていくというのは、もう少し計画もしっかり立てながら設計等を見ていくべきではないかと思うんですけれども、ここにだけ随分お金がかかっているということなんですけれども、その点について伺います。

議長（佐藤 實議長） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美課長） 改良したときの8,000万円の増額につきましては、国道との交差点のタッチの関係で様々な工種などが増えて増嵩したものでございまして、今回の地震による表面的な舗装の被害とは全く関係ないことと考えておりますので、この被害、地震が起きれば何かかにかクラックとかそういうものは発生するかと思いますので、その起きた後に対応していきたいと考えております。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。2番鈴木邦彦議員。

2番（鈴木邦彦議員） 20ページの寄附金の内容をちょっと教えてください。

今回ご寄附いただいた中で、山形県の大江町の東小学校の3年生の皆さんから寄附金を頂きました。3年生の皆さんは、この使用目的といたしますか、そういったものを定めて亘理町に寄附をしていただいたんでしょうか。また、どのような形でこの寄附を募ったのか、もしその辺の内容が分かれば教えてください。

それともう1点なんですけど、亘理伊達氏歴代墓所の復旧支援金ということでありまして、延べ何名の方から支援金を頂いたのか、その2点、よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實議長） 財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） では、まず初めに大江町の本郷東小学校からの寄附金の関係になります。この寄附につきましては今回初めてではなくて、以前もこのような形で学校の皆様、児童の皆様から寄附を頂いております。名目的には震災復旧ということで頂いておりますけれども、こちらの関係は学校の関係で使ってほしいということで、学校の管理経費のほうにお金を充ててございます。以上になります。

議長（佐藤 實議長） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春課長） 件数でございますけれども、まず募金の方法として募金箱につきましては、件数はちょっと把握はできてございません。それとあともう一つ、口座振込のほうにつきましては66件ございまして、ただ、募金のほうも3,000円以上の分についてはこちらで御礼状とかやっていますので、その分は58件あるということで、数字的にはそのような形になります。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。15番鈴木高行議員。

15番（鈴木高行議員） 同じ20ページのふるさと納税で、4,800万円減額しておりますけれども、これの要因というのはどんなことで4,800万円も減額することになったのか、要因について。

議長（佐藤 實議長） 財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） ふるさと納税関係でございます。

こちらは12月の補正予算のほうで5,000万円ほど寄附を増額させていただきました。こちら必ず歳入とともに歳出があるものですから、歳出の関係で補正しました。今回の減額につきましては、ふるさと納税の状況を申し上げますと、先ほど予算の説明の中でも申し上げたところなんですけれども、亘理町のふるさと納税の場合、寄附額の大体75%が海産物の分ということで占めております。その中で新型コロナということもございまして、一部世界的に中国による買占め等がございまして、原材料費がそもそも高騰したと。原材料費が高騰しますと返礼品のほうに当然跳ね返ってきますので、返礼品の見直し等ございまして、結果的に昨年に比べて3,000万円ほどの減になったというような状況になっているかと思いません。以上になります。

議長（佐藤 實議長） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行議員）　こういうふるさと納税のようなものの事務は、1回レベルを下げ  
てしまうと、それが当たり前になってしまうんです。1億だったら1億のベース  
ですと3年いく、その次からは1,000万円プラスとか、そういうがたがたになる  
と担当の方もそれでよしというような形になってなかなか伸び悩むということが  
出てくるわけです。やっぱり努力の結果というのは、それぞれ創意工夫して負け  
ないようなことをやっていかないと、これは貴重な財源なので、どこの市町村も  
自治体ももう本当に創意工夫してやっているし、あまりに差があるところもある  
ようだけれども、亘理町も何かいい創意工夫をして、これが基幹的な財源の一つ  
になるように、まず町を挙げてやっていただきたいと思います。

議　長（佐藤　實議長）　財政課長。

財政課長（大堀俊之課長）　議員がおっしゃることももっともだと思いますが、町といたし  
ましても寄附額増加を図るためにいろいろサイトを増やしたりとか、あとは返礼  
品の商品ですか、そういったものを新たに開発したりとか、そういったことで取  
り組んではおりますが、それでもちょっと減となってしまったということになり  
ます。

今後といたしましては、今も話しましたが新たな返礼品というものを現在交渉中  
のところもございますので、そういったものを増やしたりとか、なかなか難しい  
こととは思いますが、寄附額の増加につなげていきたいということで取り組んで  
まいりたいと思います。以上です。

議　長（佐藤　實議長）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實議長）　これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實議長）　討論なしと認めます。

これより、承認第7号　専決処分の承認を求めることについての件を採決いたし  
ます。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（佐藤　實議長）　異議なしと認めます。よって、承認第7号　専決処分の承認を求

めることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第12 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度互理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号））

議長（佐藤 實議長） 日程12、承認第8号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（関本博之課長） 承認第8号 令和3年度互理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分についてご説明いたします。

議案書の29ページをお開き願います。

承認第8号 専決処分の承認を求めることについて。

令和4年3月31日、令和3年度互理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したことから、同条第3項の規定により、議会にその承認を求めるものでございます。

30ページの専決処分書をご覧ください。

専決処分書。令和3年度互理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）については、互理中央地区工業団地第6工区の造成工事終了に伴う事業費の確定など補正予算の必要が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

内容につきましては、別冊でお配りの補正予算書でご説明いたしますので、ご準備の上、1ページをお開き願います。

令和3年度互理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度互理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳出予算の補正につきましては、歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算による」とする

ものです。

なお、今回の補正予算につきましては、歳出補正予算の計上のみであり、その歳出補正予算につきましても事業費の予算科目組替えのみの予算になるものでございます。

それでは、5ページ、6ページをお開き願います。

1款1項1目細目3工業用地等造成事業費において、亘理中央地区工業団地第6工区の造成工事完了に伴い、12節委託料174万円、14節工事請負費83万7,000円をそれぞれ減額補正するとともに、27節繰出金において一般会計に対し257万7,000円を繰り出す追加補正を行うものであります。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより、承認第8号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって令和4年5月第17回亘理町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時35分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 西山茂男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 木村 満

署名議員 森 義洋